

徳島県過疎対策研究会 最終報告書（案）概要について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度末に法期限を迎えることを見据え、新たな過疎対策法の制定について国等へ提言するため、平成31年1月に設置した「徳島県過疎対策研究会」において検討し、最終報告書（案）をとりまとめた。

1. 過疎地域の役割

我が国の社会情勢が大きく変化する中、過疎地域がこれまで果たしてきた役割に加えて、新たな役割が期待されているところであり、改めて、過疎地域を「国民共有の財産」として再認識し、都市部との共生を図ることにより持続可能な社会づくりを進める必要がある。

【過疎地域の果たすべき新たな役割】

- 人の営みの場の創出による多様なライフスタイルの提供
- 新しい人の流れを生み出す魅力や価値の創造
- 国土の複眼型構造によるリダンダンシーの確保

2. 新たな過疎法に向けた基本的な考え方

（1）過疎対策の理念

地域自らの発意と行動による「自律」の精神を育み、地域の実情に応じた振興策を講じることで、都市部から農山漁村地域への「新しい人の流れ」を創り出し、持続可能な国土の形成を図る。

（2）過疎地域の指定要件

- ・従来の「人口要件」「財政力要件」のみでなく、「住民一人あたり林野面積」等、過疎地域が担う役割に着目した要件を追加する。
- ・指定の単位については「平成の大合併後の市町村単位」を基本としながら、「昭和の大合併前の市町村単位」により人口減少の状況を把握し、大きく減少している地域は「一部過疎地域」として取り扱うなどの見直しを行う。

（3）新たな着眼点

- ①都市部から農山漁村へ向かう「人の流れ」の創出
- ②革新的技術を活用した取組みへの支援
- ③大規模自然災害への備えに対する支援
- ④都道府県の役割強化
- ⑤過疎法の恒久化

3. 新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージ

- （1）地域と人のつながりを生み出す「新たな価値」の創造
- （2）地域住民が主役の集落運営
- （3）革新的技術による未来創造の拠点
- （4）地域環境を活かした自然・社会教育や愛着を育む「ふるさと教育」実践
- （5）風土・文化・生活様式等が織りなす多様な魅力

4. 今後の過疎対策の方向性

過疎対策のさらなる展開により都市部との格差を解消し、多面的機能を保全することは、国全体の持続可能な社会の実現に大きく寄与する。

今後の過疎対策においては、「SDGs」を念頭に、国・都道府県・市町村それぞれが対策を講じることで「地域の持続性」を高め、持続可能な国土の形成を図っていく。

5. 今後取り組むべき支援策

(1) 財政上の特別措置

<過疎対策事業債（過疎債）>

①対象事業の追加

- ・「防災・減災」や「事前復興」に係る取組み
- ・上水道事業に統合した旧簡易水道施設の強靱化
- ・公共施設の除却
- ・ヘリポート整備による救急搬送体制確保
- ・「小さな拠点」形成に係る整備

②交付税算入率の引き上げ措置

- ・「革新的技術」を活用した先駆的取組みへの支援
- ・財政力の特に深刻な過疎関係市町村への支援

③充当率の引き上げ

- ・家賃補助等住宅給付制度を設けた住宅整備事業への支援

④適債要件の撤廃

- ・地域の実情を加味した道路延長事業に係る適債要件の撤廃

⑤都道府県による過疎債の発行

- ・「都道府県代行制度」の積極的な活用への支援

⑥過疎債（ソフト分）の限度額の引き上げ

<補助金・交付金>

○過疎地域等自立活性化推進交付金

交付対象に地域独自の教育事業（「自然・社会教育」「ふるさと教育」等）を追加

(2) 税制上の特別措置

○地方税の課税免除等に対する減収補てん措置

- ・対象業種に「『Society5.0』基盤技術を有する産業」を追加

(3) 都道府県代行制度

○対象となる代行可能な事業の追加

- ・広域的な事業への活用

(4) 規制緩和による特別措置

①急傾斜地崩壊対策事業

- ・採択基準における「保全人家数」の緩和要件に「過疎地域であること」を追加

②集落支援員制度

- ・集落支援員の役割の見直し及び対象経費の拡大